

夏の風物詩。列車でビールを楽しもう!

Asahi × JR九州

アサヒ ハイボール&ピアトレイン

出発日 **7月28日(金)・8月10日(木)・8月25日(金)**

集合時間 **18時45分 長崎駅改札口前**

出発時間 **19時06分 長崎駅発 (予定)**

募集人員 **80名 (最少催行人員 70名)**

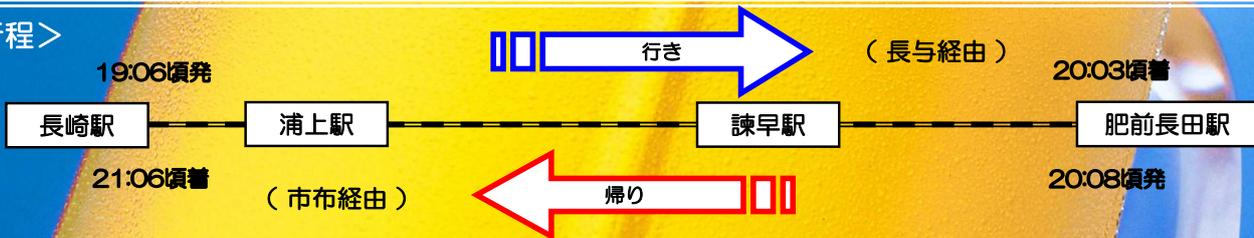
ご旅行代金 **5,500円 (大人お一人さま)**

アサヒビールから
お土産付き!

※往復JR券代、飲み物代、弁当代、保険代が含まれます。

ご乗車駅 **長崎駅・浦上駅** ※長崎駅から添乗員が同行します

<行程>



※ 列車時刻は予定時刻です。変更となる場合がございます。

車内では生ビール・ハイボールが飲み放題・弁当付です (持ち込み自由)

※ お客さまの安全を第一に考え、運転者へのアルコールの提供は一切お断りしております。
※ 写真はすべてイメージです。

お申込みのご案内(詳しい旅行条件を説明した書面をご用意していますので、事前にご確認の上お申し込み下さい。)

<募集企画旅行契約>

この旅行は、九州旅客鉄道(福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号観光庁登録旅行業第965号。以下「当社」といいます。)が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。又、旅行契約の内容条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行契約約款(募集企画旅行契約の部)によります。

1. 旅行のお申し込み方法及び契約の成立について

- 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金を添えてお申し込みいただけます。
- お申込金は「旅行代金」「取消料」又は「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
- 当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けます。この場合、当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内にお申込書の提出とお申込金の支払を行っていただきます。この期間内にお申込金の支払がなされないときは、当社は予約はなかったものとして取り扱います。この場合もお申込金をいただいた時に旅行契約が成立したものと致します。
- 旅行規約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金	1万円未満	1万円以上3万円未満
お申込金	2,000円	5,000円

2)旅行代金は旅行開始日の前日から起算しさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈の限りエコノミークラス、または普通座席)宿泊費、食事代、取り扱い料金および消費税等の諸税、その他〇〇代金と表示するもの。上記費用はお客様のご都合により、利用されなくても払戻しは致しません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

4. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には、旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料を申し受けます。

旅行契約の解除期日	取消料	
●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	宿泊付旅行	日帰り旅行
①21日目に当たる日以降の解除(⑤～⑥を除く)	旅行代金の20%	無料
②10日目に当たる日以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の20%	旅行代金の20%
③7日目に当たる日以降の解除(⑤～⑥を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑤旅行開始当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑥旅行開始後の解除、または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

※但し、往復鉄道を利用する当社主催の商品については、15日目に当たる日以前の解除については、取消料は無料とします。

5. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」という)より、会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けること(以下「通信契約」という)を条件に電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行のお申し込みを受ける場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります(受託旅行者により当該取り扱いできない場合があります。また取り扱いできるカードの種類も受託旅行者により異なります)。

- 通信契約のお申し込みの際、会員はお申し込みをしようとする「主催旅行の名称」、「旅行開始日」、「会員番号」、その他の事項を当社にお申し出いただけます。
- 通信契約による主催旅行契約は、当社が契約を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。
- 通信契約での「カード利用日」は、会員又は当社が主催旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は減額または解除を行った旨をお客様に通知した日とします。
- 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、当社は通信契約を解除し、左表の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金をお支払いいただいた場合はこの限りではありません。

6. 旅行条件・旅行代金の基準

国内旅行傷害保険加入のおすすめ、安心してご旅行をしていただくためお客様ご自身で保険をかけていただくことをお勧めいたします。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として、消費税が課せられます。

この旅行条件は平成29年6月1日を基準としています。又、旅行代金は平成29年6月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

●旅行企画・実施

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引きに関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく下記の取扱管理者にお尋ね下さい。

観光庁長官登録旅行業第965号

九州旅客鉄道株式会社

JR九州旅行 長崎支店

〒850-0058 長崎市尾上町1番89号

Tel: 095-822-4813 Fax: 095-828-2391

(社)日本旅行業協会会員 総合旅行業務取扱管理者 工藤 周作 (担当: 城戸)